鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協議事項	建設関係事業	関係項目	
調整の内容	1.町道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、町道の認定基2.除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において除雪3.道路占用料は、合併時に、道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一4.公営住宅等の家賃については、現行のとおりとする。	計画を策定する。	までに調整する。

	区分				具体的な			
				鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整方針
		1級路線	本	23	10	14	9	町道については、現行のとお り新市に引き継ぐこととす る。
	町道の路線数	2級路線	本	18	11	15	17	ଚ.
	H] □ ♥	その他	本	401	273	217	100	
町の道路状況		計	本	442	294	246	126	
m) 07/2 iii 1/(//)	町道の路線延長	1級路線	km	43.3	17.1	34.4	50.0	
		2級路線	km	31.9	24.2	28.1	28.9	
		その他	km	215.5	184.7	117.5	60.0	
		計	km	290.7	226.0	180.0	138.9	

	V /					具体的な				
	X	分		鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整方針		
町の道路状況	町道の認定基準	路線の認定		路線の認定						市道の認定基準については、 合併時までに調整する。
		根拠条例•規則	J· 要綱等	鷹巣町町道認定基準(内規	基準なし	基準なし	阿仁町町道認定規則			
			幅員	4.0m以上			3.0m以上			
			延長	50m以上			_			
			曲線半径	_			10m以上			
		認定基準の 概 要 (主なもの)	その他	・ 国际 は で			・国道(県道)と部落間 の連絡道路。 ・部落と部落間の連絡道 路。 ・国有鉄道の駅、病院、 学校等の公共施設又は 主要観光地に通ずる道 路。			

区分					鷹巣阿仁地	具体的な				
	Δ Л			鷹巣町	鷹巣町 合川町 森吉町		阿仁町	調整方針		
除雪関連	除雪作業の状況	除雪延長km		239.1 (私道等含)	148.2	106.9	96.8(林道含)	除雪体制については、現行の		
		除雪形態		直営と委託	直営	直営と委託	直営	とおり新市に引き継ぎ、新市 において除雪計画を策定す る。		
		作業時間		朝3時から7時	朝2時から7時	朝3時から7時	朝5時から午後1時	3 .		
		出動目安		積雪5cm以上	積雪10cm以上	積雪10cm以上	積雪10cm以上			
		機械保有台数 台		67 (内委託50、貸与2)	16	30 (内委託3、貸与1、借上4)	17			
		除雪会議		有	有	有	有			
		参 集 範 囲		4 # M =		委託業者	関係職員	委託業者	関係職員	
		多条 乳	3 (22)	関係職員	貝 神心 民	関係職員	貝牌加利			

	区分		鷹	巣 阿 仁 地	域 4 町 の 現	見 況			
占 用	物件	占用料(単位)/金額(円)	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町		調整方針	
法第32条第1項第1号に掲げる	工作物							道路法施行令別表「乙地」	
第1種電柱			770	770	770	770		1,000	
第2種電柱			1,200	1,200		1,200		1,600	
第3種電柱			1,600	1,600	1,600	1,600		2,200	
第1種電話柱		 1本につき1年	690	690	690	690	,	930	
第2種電話住			1,100	1,100	1,100	1,100		1,500	
第3種電話柱			1,500	1,500	1,500	1,500	合	2,100	
その他の柱類			53	53	53	53	合併	72	
共架電線その他上空に	設ける線類		7	7	7	7	時	10	
地下電線その他地下に	設ける線類	Reline Je 14	4	. 4	4	4	に、	5	
路上に設ける変圧器		1個につき1年	520	520	520	520	道	700	
地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	360	360	360	360	路	480	
	するもの及び公衆電話所	── ──1個につき1年	1,100	1,100	1,100	1,100	路法	1,400	
郵便差出箱及び信書便	差出箱		450	450	450	450	施	600	
広告塔		表示面積1㎡につき1年	1,100	1,100	1,100	1,100	行令	4,400	
PHS無線基地局	PHS無線基地局		310	-	-	-	別	495	
その他のもの		占用面積1m²につき1年	1,100	1,100	1,100	1,100	表	1,400	
法第32条第1項第2号に掲げる									
外径が0.1m未満のもの			36	36	36		36 Z	48	
外径が0.1m以上0.15m5			53	53			地	72	
外径が0.15m以上0.2mを		──長さ1mにつき1年	71			71	に定め	95	
外径が0.2m以上0.4m未	満のもの		140			140		190	
外径が0.4m以上m未満	iのもの		360	360	360	360		480	
外径が1m以上のもの			710			710	る	950	
法第32条第1項第3号及び第4			1,100	1,100	1,100	1,100	額に	1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる	施設						統		
	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.003を乗じて得た額	-	Aに0.003を乗じて得た額	-	_	Aに0.003を乗じて得た額	
地下街及び地下室	階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額	-	Aに0.005を乗じて得た額	-	する	Aに0.005を乗じて得た額	
	階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額	-	Aに0.006を乗じて得た額	-	٥	Aに0.006を乗じて得た額	
上空に設ける通路	上空に設ける通路		710	710	710	710		2,900	
地下に設ける通路	地下に設ける通路		360	360	360	360		1,500	
その他のもの			1,100	1,100	1,100	1,100		1,400	
法第32条第1項第6号に掲げる施設									
祭礼、縁日等に際し、一	時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	11	11	11	11		44	
その他のもの		占用面積1㎡につき1月	110	110	110	110		440	
第7条第1号に掲げる物件									

		区分		鷹	巣 阿 仁 地 :	域 4 町 の 現	. 況	具体的な	
	占 用 物 件		占用料(単位)/金額(円)	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町		調整方針
看	≣板 (アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110	110	110	110		440
を		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,100	1,100	1,100	1,100		4,400
標	票識		1本につき1年	850	850	850	850		1,100
旗		祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの	内 1本につき1日	11	11	11	11		44
		その他のもの	1本につき1月	110	110	110	110	合併	440
幕る	§(第7条第2号に掲げ 6工事用施設であるも	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの		11	11	11	11	時に	44
σ_{z})を除(。)	その他のもの	その面積1㎡につき1月	110	110	110	110	`	440
7	7 ーチ	車道を横断するもの	 1基につき1月	1,100	1,100	1,100	1,100	道	4,400
ĺ	,	その他のもの	「金にって「/」	540	540	540	540	路法	2,200
事用材料	37条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工 3用材料		 占用面積1㎡につき1月	110	-	110	110		440
設	7条第4号に掲げる仮説建築物及び同条第5号に掲げる施 :			110	-	110	110		140
第7条第 び自動車		に同条第7号に掲げる施設及						表	
		階数が1のもの	- - 占用面積1㎡につき1年 -	_	-	-	_	に定める	Aに0.006を乗じて得た額
7.4	単築物	階数が2のもの		-	-	-	1		Aに0.009を乗じて得た額
Į.		階数が3のもの		-	-	-	-		A に0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		-	-	-	_		Aに0.013を乗じて得た額
7	の他のもの			-	-	-	-	額に	Aに0.006を乗じて得た額
第7条第	8号及び第9号に掲げる	3施設						統一	
Į.	- 穴 トンクルのトワけ	階数が1のもの		-	-	-	-	する	Aに0.006を乗じて得た額
高	上空、トンネルの上又は 高速自動車国道若しく は自動車専用道路(高 架のものに限る。)の路 面下に設けるもの			-	-	-	-	ွ	Aに0.009を乗じて得た額
染		階数が3のもの	占用面積1㎡につき1年	_	-	-	_	-	A に0.011を乗じて得た額
III.		階数が4以上のもの		-	-	-	-		Aに0.013を乗じて得た額
7	の他のもの			-	-	-	_		Aに0.018を乗じて得た額

Aは近傍類似の土地の時価を表すものとする。

備 考

- 1.金額の単位は、円とする。
- 2. 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条 又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3.第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の遺伝又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同 じ。)を支持するるものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は五条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4. 井架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5.表示面積とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6.Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

【道路法施行令 別表】

- 2.所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- イ 甲地、都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市 の区域をいう。
- ロ 乙地帯の区域で甲地以外のものをいう。
- 八 丙地町及び村の区域をいう。
- 7.Aは、近傍類似の土地(第7条第8号及び第9号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 8.表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は 1メートルとして計算するものとする。
- 9.占用科の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用科の額が月額 で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

参 考 【道路法】

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 1.電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 2.水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 3.鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 4. 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 5.地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 6.露店、商品置場その他これらに類する施設
- 7.前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

《改正》平12法106

- ② 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 1.道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
- 2. 道路の占用の期間
- 3. 道路の占用の場所
- 4. 工作物、物件又は施設の構造
- 5. 工事実施の方法
- 6. 丁事の時期
- 7. 道路の復旧方法
- 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定め るものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して有なうことができる。 この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しな ければならない。

.

j

t

D.	/\		鷹巣阿仁地	域 4 町 の 現 況		 具体的な	
X	分	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整方針	
	管理戸数	286戸	118戸	63戸	78戸	公営住宅の家賃は、公営住宅法	
公営住宅	家賃	毎年、収入申告書を徴 し、公営住宅法に基づく 家賃の設定方法により決 定。	毎年、収入申告書を徴し、公営住宅法に基づく 家賃の設定方法により決 定。	毎年、収入申告書を徴 し、公営住宅法に基づく 家賃の設定方法により決 定。	毎年、収入申告書を徴 し、公営住宅法に基づく 家賃の設定方法により決 定。	に基づく使用料設定により、現 行のとおりとする。	
	駐車場使用料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
	管理戸数		6戸	9戸		特定公共賃貸住宅の家賃は、近	
特定公共賃 貸住宅	家賃	 該当なし 	月額 42,000円 ~80,000円	月額 50,000円 60,000円 70,000円	 該当なし 	傍類似の家賃を基に算出した額であり、現行のとおりとする。 駐車場使用料は、現行のとおりとする。 とする。	
	駐車場使用料		無料	該当なし			
	管理戸数			12戸		町営住宅の家賃は、公営住宅法 に基づく使用料設定により、現 行のとおりとする。	
町営住宅	家賃	該当なし	該当なし	月額 5,000円 ~70,000円	該当なし		
	駐車場使用料			該当なし			